

# 財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 津南町

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
1,315	2,843	261	4,420

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの 繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	7,211	6,961	250	241	19	4,413	
一般会計等	7,211	6,961	250	241		4,413	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不 足額(実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
病院事業会計	1,972	1,953	19	△ 101	353	144	102	法適用企業
簡易水道事業特別会計	132	121	11	11	14	345	179	法非適用企業
下水道事業特別会計	520	499	20	20	239	4,473	3,216	法非適用企業
農業集落排水事業特別会計	289	281	8	8	231	3,365	2,739	法非適用企業
国民健康保険特別会計	1,139	1,101	38	38	175	-	-	特別会計
老人保健特別会計	7	5	2	2	0	-	-	特別会計
後期高齢者医療特別会計	118	116	2	2	39	-	-	特別会計
介護保険特別会計	1,361	1,296	66	66	205	-	-	特別会計
公営企業会計等 計				46		8,327	6,236	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。  
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。  
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不 足額(実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
津南地域衛生施設組合(一般会 計)	448	406	43	43	-	352	177	
十日町地域広域事務組合(一般会 計)	1,642	1,577	65	65	-	2,323	55	
十日町地域広域事務組合(家畜指 導診療所特別会計)	50	44	6	6	-	-	-	
魚沼地区障害福祉組合(一般会 計)	375	368	7	7	-	-	-	
新潟県市町村総合事務組合(一般会 計)	394	348	46	46	79	-	-	
新潟県市町村総合事務組合(職員 退職手当支給事業特別会計)	10,503	10,415	88	88	-	-	-	
新潟県市町村総合事務組合(消防 団員等公務災害補償等事業特別 会計)	1,616	1,599	16	16	-	-	-	
新潟県市町村総合事務組合(消防 貸し付け金等支給事業特別会計)	12	11	1	1	-	-	-	
新潟県市町村総合事務組合(非常 勤職員公務災害補償等事業特別 会計)	13	8	5	5	-	-	-	
新潟県市町村総合事務組合(交通 災害共済事業特別会計)	1,428	1,321	106	106	-	-	-	
新潟県後期高齢者医療広域連合 (一般会計)	3,364	3,311	54	54	41	-	-	
新潟県後期高齢者医療広域連合 (特別会計)	239,441	229,202	10,239	10,239	2,679	-	-	
一部事務組合等 計				10,676		2,675	232	

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
(財)津南町野菜価格安定協会	1	125	3	-	-	-	-	-	
(財)津南町農業公社	2	176	40	8	147	-	-	-	
(株)竜ヶ窪温泉	△ 1	19	30	-	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			73	8	147	-	-	-	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	693	848	155
減債基金	34	31	△ 3
その他充当可能基金	734	731	△ 3
充当可能基金 計	1,461	1,610	149

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	5.77	5.44	△ 0.33	15.00	20.00	病院事業会計	△ 9.50	△ 6.2	3.30
連結実質赤字比率	6.99	6.49	△ 0.50	20.00	40.00	簡易水道事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	10.30	9.60	△ 0.70	25.0	35.0	下水道事業特別会計	-	-	-
将来負担比率	56.20	49.80	△ 6.40	350.0		農業集落排水事業特別会計	-	-	-
財政力指数	0.300	0.291	△ 0.01						
経常収支比率	78.7	81.7	3.00						

- (注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。  
 2. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。  
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。